

バリアフリー分科会の開催状況について

| 回 | 開催日 | 主な議題と意見 | 出席者 |
|---|----------------------------|---|--------------------|
| 1 | H24. 10. 5 | <p><公共交通におけるバリアフリーについて（意見交換）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車イスに乗っている者にとっては、バス停に行くまでが大変。 ・バス停には屋根があると嬉しい。 ・バス車輻にインターフォンが付いているが知らない人も多い。 ・バス停でのバス車輻の停車位置がマチマチなので、停車位置の徹底をお願いしたい。 ・車イスにとっては、ノンステップバスであっても縁石から離れてバス車輻が停車すると乗れなくなってしまう。 ・バス運転手の車イスでの乗車体験などが始まっている。 ・バスの車外アナウンスの徹底をお願いしたい。バス会社によって、車外アナウンスを夜間の停止時間が不統一。 ・車イスでは乗り込みに時間がかかり、運転手への負担となることに懸念を持ってしまう。 ・障害当事者の問題は、高齢者にも共通する問題。 ・健常者への理解を深めるPRが必要。 | 11名 事務局 含む |
| — | H24. 11. 20 H24. 10. 22 | バス停停車位置 調査 | |
| 2 | H25. 1. 29 | <p><バス停停車位置の調査結果と対応策について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス停近辺のタクシーや商用車の違反駐停車の取り締まりの強化を求めたい。 ・自家用車のバス停近辺の駐停車について、周知が必要。 ・正確なバス停位置に停まって欲しいのは、郊外より中心部。 ・バス運転手のモラルの問題ではないか。 ・バス停のアナウンスが有無だけでなく、音量も問題。 ・バス車輻内のアナウンスも不徹底な場合もある。 ・「バリアフリー教室」の充実などの研修、関係者からの聞き取りによる実態把握、事前の連絡対応などの対応を検討したい。 ・これまで、福祉担当部署と交通安全担当部署に話しをしてきた。 ・対応策が実践されなくては、不信感が募る結果となる。 | 12名 事務局 ほか含む |

旭川市地域公共交通会議バリアフリー分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）のバリアフリー分科会（以下「分科会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第8条にもとづき、「バリアフリー」の分野について、専門的に調査、検討、計画策定を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる者を含め、会長が指名する者をもって組織する。

(1) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者

(2) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者

- 2 分科会に進行役を置く。
- 3 進行役は、会長の指名するものとする。
- 4 進行役は、分科会の事務を主宰する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長の指示により、又は進行役が必要に応じて召集する。

- 2 会議は、分科会を構成する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 進行役は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 進行役は、分科会の協議及び調整の経過及び結果について、審議会に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。

旭川市地域公共交通会議バリアフリー分科会設置要綱 新旧対照表

| No. | 条項 | 新 | 旧 |
|-----|-----|--|--|
| 1 | 第2条 | <p>(事務)</p> <p>第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第8条にもとづき、「バリアフリー」の分野について、専門的に調査、検討、<u>計画策定</u>を行うものとする。</p> | <p>(事務)</p> <p>第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第8条にもとづき、「バリアフリー」の分野について、専門的に調査、検討を行うものとする。</p> |
| 2 | 第3条 | <p>(組織)</p> <p>第3条 分科会は、<u>次に掲げる者を含め</u>、会長が指名する者をもって組織する。</p> <p><u>(1) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者</u></p> <p><u>(2) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者</u></p> <p>2 各分科会に進行役を置く。</p> <p>3 進行役は、会長の指名するものとする。</p> <p>4 進行役は、分科会の事務を主宰する。</p> | <p>(組織)</p> <p>第3条 分科会は、会長が指名する者をもって組織する。</p> <p>2 各分科会に進行役を置く。</p> <p>3 進行役は、会長の指名するものとする。</p> <p>4 進行役は、分科会の事務を主宰する。</p> |

旭川市地域公共交通会議 バリアフリー分科会

構 成（追加案）

| 団 体 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----------------------|----------------|--------|------------|
| 旭川電気軌道（株） | | | |
| 道北バス（株） | | | |
| 旭川地区バス協会 | | | |
| 旭川地区ハイヤー協会 | | | |
| 旭川地方個人タクシー協同組合 | | | |
| 旭川市自立支援協議会 | 相談支援専門員 | 館石 昌浩 | |
| 旭川障害者連絡協議会 | 旭川盲人福祉協会 会長 | 村瀬 稔幸 | |
| 旭川障害者連絡協議会 | 旭川視力障害者福祉協会 会長 | 麻生 道弘 | |
| 旭川老人クラブ連合会 | 会長 | 鎌倉 謙一 | |
| NPO 法人カムイ大雪バリアフリー研究所 | | 五十嵐 真幸 | バリアフリーリーダー |
| 北海道運輸局旭川運輸支局 | 首席運輸企画専門 官 | 田中 勝利 | |
| 旭川市都市計画課 | 区域施設係 主査 | 西尾 和幸 | |
| 旭川市障害福祉課 | | 磯部 良太 | |
| 旭川市地域公共交通会議 | 事務局 | 内田 和博 | まちづくり推進課 |
| — ‖ — | — ‖ — | 岡田 健太郎 | — ‖ — |